

差し押さえ(滞納処分)の流れ ＜給与の場合＞

納税通知書発送(税額と納期限の決定)

滞納(納期限までに納付がない)

督促状発送

納期限を過ぎると、20日以内に督促状を発送します。また、**納期限を過ぎると延滞金が生じる場合もあります。**

電話による
お知らせ

納期限が過ぎても市税などの納付の確認が取れないかたに対し、「川口市納税催告センター」から電話でお知らせします。

催告書発送

督促状の発送後にも納付が確認できない場合は、催告書などによる催告を行います。

勤務先に対して
給与支払額などを調査

市税を納める資力があるかを確認するため、勤務先に調査を行います。

差し押さえ(滞納処分)

国税徴収法で規定する金額(最低生活費などを控除した金額)を差し押さえます。

差し押さえた不動産の
公売を行います

市税などの滞納で差し押さえた不動産の公売を定期的に行っています。
今回は、10月下旬に実施予定です。
詳細は市ホームページなどをご確認ください。

☎特別債権回収課 ☎048-271-9248



埼玉県と県内63市町村の合言葉

ストップ!

滞納

10月～12月は滞納整理強化期間

市税は、「市民の皆さんの暮らしを支える」貴重な財源です。多くのかたは納期限までに納税しており、市税全体の収納率も平成25年度の90.6%から令和5年度は98.2%（決算見込み）と年々上昇しています。

一方で、ごく一部のかたは滞納している状況です。客観的に見て市税を納める資力がありながら納めないかたは、納期限までに納税しているかたとの公平性を欠き、許されないものです。

本市では、市税の滞納に対し、「ストップ!滞納」を合言葉に、近隣の蕨市、戸田市や川口県税事務所と連携して、滞納者の給与や売掛金などの差し押さえ(滞納処分)を集中的に行います。

財産の差し押さえ(滞納処分)

地方税法では、市税を滞納した場合は、財産を差し押さえて徴収しなければならないと定められています。

差し押さえられた財産は、所有者が自由に処分できなくなり、市がその処分の権利を得て、財産の売却や権利を行使して徴収した額を市税に充当します。

差し押さえる財産は、不動産や自動車、預貯金だけでなく、滞納者の収入そのものである給与なども対象となります。

納税が困難なときはご相談ください

次のような事情で納期限までに納税することができない場合は、お早めにご相談ください。

- 病気やけがで働けなくなり、預貯金などもなく生活が成り立たない。
- 災害や盗難で多額の損害を受けた。

※FP（ファイナンシャルプランナー）による生活改善型納税相談も実施しています。

問い合わせ…納税課 ☎048-259-7949 FAX048-258-4805

川口市スポーツ協会 特別表彰候補者募集

令和7年1月31日(金)に開催予定の体育三賞授与式において、スポーツ大会で優秀な成績を収めたかたの栄誉を顕彰するため、川口市スポーツ協会特別表彰候補者を募集します。

対象

市内在住・在勤・在学で次のいずれかに該当するかた

- 国際大会に出場
- 全国大会や国民スポーツ大会で3位までに入賞
- 関東大会やこれに準ずる大会で優勝

対象
期間

令和5年10月18日
～
令和6年10月15日

申込

令和6年10月25日(金)までに推薦書に必要事項を記入し、証明書類(賞状の写し、大会要項、結果など)を添付の上、スポーツ課へ郵送(必着)または持参

推薦書…スポーツ課で配布。市ホームページからダウンロードもできます。

※川口市スポーツ協会加盟団体に所属のかたは加盟団体から、市内小・中・高等学校在学のかたは学校からお申し込みください。詳細は市ホームページをご確認ください。



令和5年度授与式の様子

問い合わせ…スポーツ課

☎048-259-7658 FAX048-258-3400